

## 公益社団法人青森県観光連盟功労者表彰規程細則

(目的)

第1条 この細則は、公益社団法人青森県観光連盟表彰規程(以下、「規程」という。)の施行に関して、必要な事項を定めるものとする。

(観光功労者表彰の基準要件)

第2条 規程第3条に基づく表彰となるものに係る基準要件は、個人にあつては次の第1号に該当し、かつ、第3条第3号に基づく個人にあつては第2号から第4号のいずれかに該当するものであること。また、団体にあつては第5号に該当するものであること。なお、基準日は対象となる年度の1月1日とする。

(1) 満48歳以上であること。

(2) 公益社団法人青森県観光連盟(移行前社団法人時期も含む)役員年度職が通算10年以上であること。

(3) 県下各地区観光協会等の会長又は副会長職通算10年以上であること。

(4) 県下各地区観光協会等の役員を通算15年以上であること。

(5) 地域に貢献する観光産業関連事業活動を表彰対象年度開始日において10年以上有する団体であること。

2 観光功労者表彰は、同一人又は同一団体等について1回限りとする。

3 公益社団法人日本観光協会観光振興事業功労者表彰の表彰者は、観光功労者表彰の対象者から除くこととする。